

## 令和元年度 第4回仙台市いじめ防止等対策検証会議

日時 令和元年11月13日（水） 9：30～11：30

場所 市役所本庁舎2階 第3委員会室

出席 氏家靖浩委員（会長）、庄司智弥委員（副会長）、古川直磨委員、  
本図愛実委員（欠席：志賀琢委員）

- 1 開会
- 2 検証
- 3 その他
- 4 閉会

<配布資料>

仙台市のいじめ防止等対策に係る検証及び検討結果報告書（平成30年度事業）（案）

### 1 開 会

○氏家会長

会議の公開・非公開については、本日も公開という形でさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（一同・了）

では、公開の形で会議を進めたいと思います。

続きまして、議事録署名については、五十音順で、本図委員にお願いしたいと思います。

（本図委員・了）

では、よろしくお願いたします。

### 2 検 証

○氏家会長

本日の進め方について確認させていただきたいと思います。この間メールでも随時確認をさせていただきましたけれども、大きく今回2つになりますが、1つは報告書の最終案の検討をさせていただきたいと思います。

その後に、前回、この会議で議論を行っていくこととした、いじめ問題専門委員会の答申の再発防止策に係る施策への反映状況の確認について、どのように進めていくか

について話し合いたいと考えています。この会議の設置の最初の段階のときには、そこまで視野に入れるかどうか曖昧なままスタートした部分がありました。前回、やはり視野に入れるべきではないかという合意は得たものの、実際進める段取りを丁寧に議論していませんので、今後どのような形で確認していくかについての議論を後半でやらせていただきたいと思います。

では、報告書案について議論を行っていきたいと思います。前回の会議で一旦お示しさせていただき、その後修正案をメール等でお送りしております。メールでは、まず文言そのものの個別のご意見や修正をいただきました。細かい修正では終わらなかった部分があったので、かなり丁寧にやらせていただき、その分かなり時間はかかった分だけある程度バランスはとれたのではないかと思います。お手元にある報告書の草稿の最終版を、これからページ順に、項目に沿って議論してまいりたいと思いますので、よろしいでしょうか。

報告書案の、Ⅰはじめに、Ⅱ対象事業の考え方、Ⅲ検証・検討の方法のところまでに関して、ご指摘は特にいただいておりませんので、この委員会での議論が反映できたものと思いますし、文言としての大きな修正事項はなかったと考えますので、このⅠ、Ⅱ、Ⅲに関しましてはまずはこのままのほうで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

#### ○本図委員

本当に細かなところなのですけれども、2ページ目のⅡの上から6行目に「認知件数が年間1万4千件」とあります。そのことは事実だと思うのですが、文科省の指導では、認知をたくさんしてほしい、小さなことでもこれはいじめではないと言わないで対応してほしいということでの1万4千件ですので、この数字だけがあると、何てひどい市で、こんなものを放置していると誤解されるといけないので、文科省の指導にのっとり、認知件数の最大限の把握により一層努めてきた結果というような言葉を補っていただけるといいと思いました。あるいは、注釈で、昨今の文科省の方針においてはできるだけ認知件数を高くして、むしろそこからの指導が重要だということの方針になっているという注釈を入れていただいても、どちらでも結構です。

#### ○氏家会長

文科省内の生徒指導室で、最終的には文科省の考え方ということになるかと思いますが、数年前から、生徒指導室の発想が逆転した部分があるかと思っています。少な

いから安心ではないというところに明らかに舵を切った部分があり、結局気づいていないだけではないかということのほうが重大事態につながるという、推論からいくとすると、気づかないことの方がおかしいから、件数自体は多いほうが観察を丁寧にやっているという評価になったということがありますので、この数値自体がひとり歩きしないような形の工夫ですね。この数値を見たときに、多いとだけ誤解されないようにするための工夫を考えたいと思います。

(庄司副会長はここから出席)

#### ○氏家会長

今、報告書の最終検討に入っております。お手元の最終版について、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに関しては大きな変更はないので、確認を進めさせていただいていました。そしてこれからⅣ検証・検討結果についての具体的な内容に入るところです。

では、Ⅳ検証・検討結果について、一つ一つ丁寧に見てまいりたいと思います。順番としまして、(1) いじめ対策担当教諭についてであり、2番目としましては(2) 学校におけるアンケート調査について、3番目としては、(1) (2)にとらわれず、いじめ相談の多様なあり方についてということで、(1) (2)でフォローできていない部分に関して提案をさせていただいたところですが、この順番でまいりたいと思います。

まず、(1) いじめ対策担当教諭について、これから議論を進めていきたいと思えます。大きな流れとしまして、事業目的、現状、評価、改善に向けた方向性、という形でのステップを組み立てております。(2) (3)も同様にはなるのですが、(1) いじめ対策担当教諭についてのところから早速入ってまいりたいと思えますので、どうぞ、いじめ対策担当教諭に関しての文言、事業目的、現状、評価、改善に向けた方向性について、今回改めて見てみますとお気づきのところがあるかと思えますから、ご意見をいただきたいと思えます。

#### ○庄司副会長

評価との兼ね合いでということで、現状に書くべきかどうか悩ましいところかと思うのですけれども、5ページの評価の7つ目、「どの学校においても、いじめ対策担当教諭にふさわしい人材が配置されている状況が望ましく、そのような人材は、計画的に育成していく必要がある。」ということなのですが、これに対応する現状というのが実は書かれていません。4ページの下から3つ目の「いじめ対策担当教諭は、当該

学校に在籍している教員の中から、校長ができるだけふさわしい人材を選ぶ仕組みとなっている。」というところで、志賀委員からお話があったと思うのですが、小規模校などでは必ずしも校長先生が求めるような力量を持った先生がいらっしゃらなくて、いる人材の中から選ばざるを得ない場合もあるというお話もあったかと記憶しているのですが、そのニュアンスというのがこの現状の下から3つ目のポイントで言い尽くされていると読むべきかどうかを悩んではいたところですが、これはどのように考えましょうか。

○氏家会長

この間の会議の中で悩ましかった部分の一つではあります。加配はされていることは確認ができましたけれども、学校単体の問題ではなく、人事全体の中で工夫されているわけではないということは聞きましたので、それを落とし込んだ文章として、この現状の文言のようにしたのですが、もう少し踏み込んだ表現のほうがいいでしょうか。

○本図委員

4ページの黒ポツの下から4つ目のところに「いじめ対策担当教諭は、指導力・調整力が求められている。」というところに、「高い」とつけば対応するのではないかと思うのですが、

○氏家会長

どういたしましょうか。本来的にいじめ対策に関する教員としての枠が完全に確立される形だといいいのでしょうかけれども、なかなか現状そこまでいかないというところが、現状の表現にもなった部分がありますので、その一つのモデルとして今本図委員が言ってくださったような形で、「高い指導力・調整力」という言葉に、求めるものを現状として挙げられていたものがこれだということと、しかし実際上の校内でこの文章上で選ぶ場合になると最終的には校長が選ぶしかないという形になっているのが現状なので、私たちの評価としては、いじめ対策を担当する教員というのはよりふさわしい人材配置を考えてほしいとつなげたつもりということにはなりますが、庄司副会長はいかがですか。

○庄司副会長

そこに加えて実はもう一つありまして、評価の5ページの下から3つ目、「キャリアステージ上の位置づけを明確化する必要がある。」と書かれていて、これに対応する現状がやはりなくて、キャリアステージ上、このいじめ担当の教諭の位置づけがはっ

きりしていないのだというのが現状としてあるというところで、そこも書き加える形にすると、全体としてこちらの評価も根拠というのが明確になるかという気はいたしました。これは本図委員のお話だったと思うのですが、キャリアステージ上の位置づけが明確ではないというのは、そういう話でしたよね。

○本図委員

こういう言葉でもいいですし、教員育成指標というのがございまして、それはキャリアステージごとに中堅の先生であればこういう力量を持ってほしい、ベテランになってくると授業力はこう、マネジメント力はこうだという指標が書いてあります。その中に本市の場合、いじめ対策担当教諭に類するような言葉が中堅からベテランまでだと思いますので、位置づくところが大体決まっただけだと思います。そこに言葉が入ると、より明確になり、きちんと計画的に育成していくということになると思います。

○氏家会長

もしかしたら弁護士の世界にもあるかもしれませんが、ルーブリックなどという形で、初歩の段階ではまずこれを達成し、中堅クラスになったときにはこれをと、ここまで進むと次の段階という形で、職業人になってからのステップのこともありますから、いじめ対策担当教諭としても必要だと思いますし、教員としての生き方の中に位置づけられる形だと、より一層かかわり方が明確になるとと思いますので、この表現のところ、どのようにしたらいいでしょうか。

事務局の方で、もし何かこういった形でいじめ対策の先生にかかわりませんが、仙台市で先生になってからのさまざまな業務のすそ野の広がりや、次のステップに進むまでの方向性について、お考えがあるような部分がありましたらご披露いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○事務局（教育人事部長）

前回までの議論の中で、いわゆるいじめ対策担当教諭について、庄司委員がおっしゃったように、教員の力量等々が問えない中で校長が選ばなければならないのではないかなというような指摘のあった部分がありました。これは、結論に出る前ではありますけれども、私どもの中でも一定の力量を持った者を確実に配置していくというようなことを想定して学校に配分していくことを考えていかなければいけないのではないかなという話は出ておりました。

もう一つ、先ほど本図委員がおっしゃった教員のキャリアステージ段階で指標を位置づけていくということなのではございますけれども、実は昨日、教員育成協議会という外部の教員養成系の大学と我々で教員のキャリアステージの育成指標を設けていくという議論が行われました。その中でも、いじめに対する対応力であったり、あるいはさまざまなスキルであったりというところの記述が薄いのではないかとということで、今年度中に、来年度に向けてその指標をきちんと文言として盛り込むようにしたい、ただ、どういう形で盛り込むのかについてはもう少し検討させてほしいというような話でご提示したということがございます。ですので、私どもの方向としては、いろいろな議論を踏まえて、現状認識としてもありつつ、そこに対応していこうという考え方は持っているということでお伝えしたいと思います。

○氏家会長

委員の皆さんから何か確認したいことはございますか。

○古川委員

とすると、5ページの下から4つ目の項目で、「いじめ対策担当教諭にふさわしい人材」という形で表現されているのですけれども、この「ふさわしい人材」というのが具体的にどういうポイントを備えた人がふさわしいと言えるのかということを明確にすることができれば、現状の部分でそのポイントが満たされていないという事実からのつながりというような整理ができ、なおかつ、その上で5ページ、下から3つ目の項目でキャリアステージといったときに、今、部長からお話があったキャリアステージの指標であるとか、具体的にどういったポイントをクリアしなければいけないのかというようなお話につなげていけるのかと思いましたがけれども、いかがでしょうか。

○氏家会長

ほかに委員の皆さんからどうですか。

いじめ対策担当教諭が求められるものとしては、少なくともその指導力であり調整力だと思います。ですから、事がいろいろ起きた場合には校内での校長、教頭も含めて、立場上としては管理職ではない側ではあったとしても、さまざまな意味で校内で進めなければいけない力が求められるということで、指導力・調整力が求められるという文言に集約されたかと思えますし、ただ、片方の現状としては、いじめ対策担当教諭そのものは必ずしもそのための人事が行われているわけではないので校長がふさわしい人材を選ぶだけの仕組みになっているということになっていましたが、評価のと

ころで、庄司副会長も触れていただいたところでもありますけれども、文言そのものをそのまま生かすというのも変ですけれども、まず踏まえた上で、やはりより明確な、これがキャリアステージという表現がいいのかどうかはわかりませんが、今の教育人事部長からの話題があったからではないですけれども、より一層明確に教員自身としての力量形成といいますか、仕事のすそ野や質をより高める上での位置づけを工夫してもらふことと、管理職の先生ではないとはいえ、事態がいろいろ起きた場合には、事と次第によっては自分よりも立場的に違う先生方への職員室内であったり校外に向けて、校外に向けては校長、教頭になるのでしょうか、でも調整役を積極的に果たさなければいけない役割も出てくるかと思うので、評価のところ、もう1項目、これはいじめ対策担当教諭にやっていただきたい項目であるというところを、方向性の中だとどこになりますかね。こちらはいじめ対策担当教諭そのものへのという形では挙げられていないので、教育委員会への意見のほうが主になっている部分があるからですが、いじめ対策をする専門の教員に向けての、ここは押さえどころなのでぜひというようにお願いしたいような項目を、何か言葉を添えられるものがあればと思います。

○本図委員

人材育成基本方針というものがあまして、この中の全体的な整合の中でいじめ対策担当教諭のコンピテンシーといいますか、資質能力が定義もされればよいと思っていたのですが、今、ちょっとそれでは漠然とした感があるというご意見もあるので、このあたりのところに「いじめ対策担当教諭の資質能力について明示することを検討し」の文言を入れていただいて、その上で全体的な整合性の中で人材育成基本方針や教員育成指標の中に落とし込んでいただけるようにすればいいのかと思いました。

○氏家会長

いじめ対策を担当される先生に求められる資質自体も検討してくれというのもおかしいですけれども、でもやはり考えていただかなければいけないということにはなりますね。

○本図委員

既にあると思うのですが、でもきっとそれが先に走ってしまうと、今まだ配置をなさっているところで、制度の初発なのでいろいろ問題、慎重になさっていたのではないかと推測するのですが、少し初発ではない次のステップだと思いますので、資

資質能力を明示するというようなことで、明示するに当たっては当然内容も精査されるでしょうから、明示というところに力点を置けばいいのかとは思いました。

○氏家会長

いじめ対策担当教諭として求められるコンピテンシーという表現がいいのか、もうちょっと何かやわらかい表現といたしますか、何かわかりやすい表現はいかがでしょうか。

○本図委員

資質能力について検討、明示し、のような表現ではいかがでしょうか。

○氏家会長

文章の整形は預からせていただきたい部分もありますが、評価の下から4番目の「どの学校においても、いじめ対策担当教諭に」については、いじめ対策担当教諭としてのふさわしさについて、あり方を検討していただいて、明らかにした上で配置していただいて、それを計画的に研修であり、あるいは配置も工夫していく必要があるというところに、まずは落とし込ませてもらうということでもよろしいでしょうか。庄司副会長、いかがですか。

○庄司副会長

恐らく、今のお話は、現状のお話がいま一つはっきりしていないのが原因だと思います。人材育成基本方針というものの中に、いじめ対策担当教諭の育成がはっきり書かれていないという前提があるのだと思うのですが、それが現状の部分に書かれていないので、人材育成基本方針にそのいじめ対策担当教諭の話が明確になっていないと。明確になっていないので、いじめ対策担当教諭にはこういうことが求められているのだけれども、配置されている、いる先生の中から選ばざるを得ない状態になっているという状況なので、評価としては今ここに書かれているようなことで、評価としてもう少しきちんと計画的に育成していく必要があるのではないかということが出てきて、その育成の話として、先ほど本図委員から提案のありました表現の内容で、下から4つ目のところの部分の部分を修正すればいいのかという印象を持ちました。

○氏家会長

現状に人材育成基本方針が明示されていないままであるとすれば、当然校内にいる先生の中から選ばざるを得ない形になってしまっているのですから、恐らく学校間格差が当然起きているわけですね。ただ、一方では学校格差が起きてしまうぐらいの学校規模の問題もあるでしょうし、そこだけに見合う形での人材配置がなかなかうまくいかない



という現状もあるかと思うので、少なくとも人材のいじめ対策担当教諭に関して、これは現状のほうを申し上げたいと思います。4ページの現状のほうで、いじめ対策担当教諭に関する人材基本方針が明示されていないままなので、結果的には校長もその年度の学校のラインナップの中から選ばざるを得ない現状であるというのが一つですね。それが現状の認識かと思しますので、この文章を盛り込んだ形のもので、現状のほうを一旦まずまとめさせていただきまして、あと、それを受けて5ページの評価のところは、先ほど本図委員からもお話がありましたけれども、いじめ対策担当教諭にふさわしい資質能力についての明示が現行はないので、資質能力について検討し、それを明示した上での配置が望ましいわけではあるので、このあたりのところを評価のほうに盛り込ませていただいて、いじめ対策担当教諭の位置づけをより明確にして、あとどのような形になるか、一応その現状と評価のところは少しブリッジはかかるのではないかと思いますから、一つの今回の私どもからの報告書の方向性にさせていただきたいと思っております。

ただ、恐らくいじめ対策担当教諭の先生が持っているお力がそのいじめ対策担当教諭だけのものでもないと思う部分があり、職員室の中でお1人だけスペシャリストの先生がいれば解決するという問題ではないと思うのです。いじめ対策に関して担当する先生にとってより望ましい資質能力が明示された以降は、今後は多くの先生方にとっても、全ての先生にとってもあまねく浸透させるような工夫というところを、今回はあくまでいじめ対策担当教諭のほうの主で動いていますので盛り込まないことにしたいとは思いますが、ゆくゆく、ぜひ先生方の資質の力の一つにできるようにしていきたいと思っております。

5ページ後半から6ページ目にかけての改善に向けた方向性のところで、今のような現状と評価を踏まえた上でいかがでしょうか。

○古川委員

今の話の流れでいくと、6ページの「人材育成基本方針に」の部分の記載ですと、「いじめ対策担当教諭の育成を位置づけて」というような、少し漠然とした書き方になっているので、先ほど本図委員、庄司委員からもお話があったように、このいじめ対策担当教諭に求められる資質というのは具体的に何なのかというところを明示した上で育成につなげていただきたいと思います。

○氏家会長

改善の下から4つ目の項目のところに、人材育成基本方針と挙げるだけではなく、いじめ対策担当教諭の場合の求められる資質能力についての必要なものについて、これを生かした上でいじめ対策担当教諭をきちんと位置づけた上で育成してほしいということを文言として入れましょうか。

事務局の方にストレートに伺いたいところですが、今年度現在、いじめ対策の担当の先生方を当然、事務局でも把握はされていらっしゃると思いますけれども、いじめ対策担当教諭の質も伴った上での配置状況というのはどれぐらい達成できているとお考えになりますか。恐らく現状は100%でないとは思いますが、非常に人の評価にかかわることなのでニュアンスで十分なのですが、いかがでしょうか。

○事務局（教育人事部長）

配置ということで申し上げますと、今現在、いわゆる力量のある者を指定して、私どものほうで人事配置をしているという状況にはなっておらず、校長先生が学校に現在いる教員の中からそれにふさわしい者をピックアップして担当に充てているという状況でございますので、配置ということにこだわれば、それはできていないということになりますけれども、ふさわしい者が選ばれているかという部分については、一定程度それはできている。ただし、恐らくはなかなか困難で難しくなっている学校もあるだろうという、そういう漠然とした答えになってしまいます。

○氏家会長

簡単に数値目標に置きかえられるものではありませんが、一つの方向性として今議論したことも含めて、配置だけで済まない、質が伴う形での配置を一つの目標としていただけるようにしていただきたいと思っておりますし、それを含めた意味でこの文言をまた報告書に盛り込ませていただきたいと思っております。個々の先生方はたぶんベストを尽くされると思っておりますけれども、現状において明確ないじめ対策担当教諭として求められるものが曖昧なままだと、どうしても先生方も自己流にならざるを得ないし、あるいは学校における差も出やすいし、当然そういうときに校内でいろんなきしみが起きたときに嫌な思いをするのはやはり子どもたちだと思いますので、ぜひ検討し明示した上でのいじめ対策担当教諭の適正配置といえますか、そちらのほうをゆくゆくは数値上でもまずは達成できるような方向に持っていけたらということ、願いを込めて、ここの文章を直してみたいと思っております。委員の皆さんよろしいでしょうか。

では、（1）いじめ対策担当教諭についての議論はこれで一旦一息入れたいと思いま

す。

(2)の6ページ目の真ん中以降ということになりますが、学校におけるアンケート調査に関しての6、7ページです。このところで、表現上でもしお気づきがありましたら受け付けます。いかがでしょうか。

○本図委員

7ページの改善に向けた方向性の1つめなのですから、「再度周知徹底を図ること」とあって、教育委員会でもいろいろなさっていると思うのですが、このところに適切な対応について支援しというような言葉を入れていただいて、一回周知したら、またもう一回周知するというような直線的な感じがします。恐らく学校では、一回教育委員会から言われるとその字句どおりに動いていくのですけれども、それが時々弾力性を欠いた動きになるようにも思っており、周知という通知でやってくださいという終わりではなくて、何度も何度もそのケースに応じていろいろ丁寧に話をして学校に本来的な対応をとということだと思あるので、支援という言葉を入れていただけたらと思いました。

○氏家会長

7ページ目の改善に向けた方向性の一番目ですね。

○本図委員

そうですね。「再度周知徹底」だけですと少し冷たい感じがしまして、引き続き支援し、のように少し言葉を補っていただけたらと思いました。

○氏家会長

先ほど本図委員からのご指摘もありますが、認知件数を上げることが目的ではあるけれど、認知件数を上げることはあくまで手段でしかないと思いますし、やはり解決までどう導くかということが重要であり、なおかつ教員や保護者を含めた大人が解決したと思った以降のほうが本当の意味での落とし穴が待っているような気がしますので、一連の流れでいくと、単純にアンケート調査をやってしまえばいいではないわけですし、やった上でもしいじめの認知がなされた場合、あるいは対処して、それで一通りの解決を見出せた場合であったとしても、やはりフォローというか、それでもって解決したとだけ安心するのではないような継続的な支援であり、教育委員会サイドからの表現として考えるとすると、周知徹底だけではなく、継続したフォローアップになりますでしょうか。

○庄司副会長

すみません、よろしいですか。今、会長がおっしゃっておられるのはアンケートそのものの話なのか、アンケートの後のいじめに対応する場面の話なのかというところがちょっとはっきりしなくなってきたのではないかと思ったのですが。

○氏家会長

そうですね、確かに。失礼しました。どうぞ。

○本図委員

あわせて、今のところは、「教育委員会は、教員に対して」ではなく、学校に対してではないかと思えます。学校で通知などが来て、リーフレットも来て、こういうふうに対応しましょうと教育委員会からもご連絡があるのだと思うのですが、その1回きりではなく、既にやっていらっしゃることですけれども、いろいろ多面的に、これが本来的なアンケート後の対応だということを引き続き、今もやっていらっしゃると思うのですが、引き続き学校に何度も何度もいろいろなチャンネルで発信をしていっていただかないと、学校の中でどなたかだけが1回聞いてくると、割と教条的に走って行って、守らなければいけないという解釈も入り、かなり硬直化した動きになりがちだと思っています。だから、いろいろな人に対して、本来的な姿というのはこういうことだという指導をしていっていただきたいということです。そこが指導というよりは、対応について引き続き支援し、のような言葉のほうが学校の先生たちも理解しやすいと思いました。

○氏家会長

7ページの改善に向けた方向性の一番上の項目に関しましては、今、本図委員がおっしゃったことも含めて、「教員に対して」はまずこれは学校になるでしょうし、あと「アンケート調査の本来的意義やいじめ認知後の迅速かつ適切な対応について」、これは教育委員会に向けての部分になりますから、継続してフォローアップを図ること、行うことという形の表現のほうで、アンケートの結果に関しての部分を押さえておきたいと思えます。

ほかにアンケートのところではいかがでしょうか。

○庄司副会長

今の本図委員のお話も含めて考えると、結局このアンケートの話というのは、どうしてもアンケートの後の部分とセットになっているというのが前提で議論があったと思

うのです。もともとこの話は、志賀委員から、アンケートをとった後にそこで把握した事案について先生方がすごく時間をかけて対応しているというお話があったと思うのですけれども、そこから話が出発していたと思うのです。いじめ対策担当教諭の時間をもう少し有効に活用できるようにという方向の話と、あとアンケートそのものをどう工夫していくかという話だったと思うのですが、アンケートそのものの話というところに限って話をするのであれば、継続的な支援の話をここに書くのは不自然ということになろうかと思えます。具体的な対策の部分として学校でどういうことをやっているとということをもう少しこの現状のところに書かないと、いきなりこの改善の方向の話になっても違和感があるというのが率直なところです。

私のほうとしましては、志賀委員から、アンケートで事案を把握したときに時間をかけて丁寧に対応しているのだというお話があったので、それを現状に書くべきだというふうにご意見を申し上げたいところではあります。これについては、いじめ対策担当教諭の現状に、4ページの2つ目の項目、「児童生徒の聴き取りや保護者連絡等を含めたいじめ対応にかかる時間は、事案によっては10時間以上を要する場合もある。」と書かれていて、このお話はアンケートのところでも出ていたはずで、そこを書いてこそ意味が出てくる議論だと思うのです。時間がかかっているのだけれども、時間をかけてきちんと丁寧に対応しているというところで、その丁寧な対応というところにまさに教育委員会がフォローしていかなければいけないのではないかという話なのだろうと思うのです。そうすると、そのアンケートそのものの話と、アンケートを踏まえて事案にどのように対応していくかという話をきちんと意識的に2つに分けて考えて書いていかないと混乱するのではないかという印象を持ちました。

○氏家会長

ありがとうございます。ほか、どうでしょう。

○古川委員

庄司委員がおっしゃったことはまさにそのとおりで、分けて整理すべき部分かと思えます。そうしないと混乱が生じてしまうというところは感じました。

少し別の話になってくるのですけれども、改善に向けた方向性の2つ目の2行目、「効果と学校の作業負担とのバランスを考慮した見直しを行うこと。」ということを経済委員会に求めているわけですが、この記載で、今現状として評価の上から4つ目のところに「自由記載欄回答のデータ入力」がされていますが、その活用がど

の程度されているのかというのはいわかりません。もしかしたら先生としては一生懸命文字起こしするのだけれど、それで終わってしまっているというような現状がある。できれば、そういった意味のない作業はやるべきではないということを念頭に置くと、改善に向けた方向性の記載の「バランスを考慮した見直しを行うこと。」というやわらかい表現でとどめていいのかというところは少し感じました。

○氏家会長

4 ページ目の先ほど庄司副会長ご指摘の、これは志賀委員がおっしゃったようなアンケートの作業量の話になったときに、アンケートそのものよりも認知や申し出があった場合の対応のほうを非常に丁寧に行うことになるので時間はかかりますということは再三この会議でも話題に出ていたと思います。それがいじめ対策担当教諭の話題のところを含められてしまった部分があるので、アンケートそのものの話題にはなっていない部分がありますけれども、これをいじめ対策担当教諭のほうの項目だけではなく、アンケートの結果の対応のところということで、現状のほうにも再掲しますか。

○庄司副会長

私は現場に行ったことがないのでわかりませんが、イメージからして、先生がいじめの現場を現に見ている場合とアンケートで上がってきた場合では、それぞれ対象の事実確認のところから非常に時間がかかるのは当然の話だと思うのです。なので、アンケートであればあるほど、要するに先生が直接見ていないからこそ丁寧な対応が必要になるというのは当たり前の話なのではないかという気がするのです。そうすると、アンケートで把握した場合には、現に教職員が現場を目撃した場合に比べて丁寧な対応が必要になるというところがあり、それに時間がかかっているのだという現状があるのだらうと思うのです。そのお話というのを本来は志賀委員に具体的に伺ったほうがよかったのだらうと思うのですけれども、そこがきちんと入ってこないと、結局現状の部分として書かれているのはあくまでアンケートそのものの話なので、このアンケートそのものの話で、かつ評価もアンケートそのものの話しかしていないのに、改善の方向性の話で、アンケートで把握した後の対応についての言及をするのは少しおかしいと思います。この会議でその話を全くしていなかったのかというところという話でもないで、そのあたりをきちんと現状のところを書くべきで、評価のところにも書くべきではないかというのが私の意見です。

○氏家会長

アンケートの（２）のところでも、実はアンケートで申し出があった、発覚したいじめに対応しての長時間時間を費やした部分のところが現状評価のところでは抜けているということになりますか。

○庄司副会長

そこはきちんと入れるべきだというのが私の意見です。

○氏家会長

それがいいことには本当は改善までもいかないだろうということになりますね。改善だけが出て来るわけではないわけですからね。

○庄司副会長

そうですね、そこの改善のところ「いじめ認知後の迅速かつ適切な対応について」というところを書くのであれば、やはり現状は書かざるを得ない。アンケートでのいじめの認知後の話というのが現状にも評価にも書かれていないのに、方向性だけ書くというのはおかしいと思います。

○氏家会長

8月1日に一番初めの委員会が開かれたときにも、最初からアンケートの話が話題として上がったかと思いましたが、アンケートの話題のときに、本図委員からも手間の関係のご指摘があって以降、志賀委員からはむしろアンケートでいじめが認められた場合の事後対応のほうの大変さという話が出たかと思えます。恐らくアンケート調査そのものが子どもたちからの声を拾い上げる一定のツールになっているということ自体は認められるということはこの委員会でも合意できた部分ではないかと思えますし、庄司副会長の言うとおおり、もし教員も確認した上で対応する場合はアンケートで上がってくる場合のほうは、時間がかかる部分があるのは確かだと思うので、その部分が今回のこの現状のところと評価のところでは抜けていた部分があるかと思えます。少なくともアンケートで何らかのいじめにかかわるようなことが、友達がそうになっているのを見たという場合もあれば自分自身が今嫌な思いをしているという場合も出てくるでしょうけれども、いじめに関する認知であり、気づきがアンケート結果によって得られた場合の現状としてはアンケートで得られる部分があることと、それに関しては評価としては相当な時間を費やすことになっているので、いじめそのものがアンケートをとる以上にいじめが発覚した以降の対処のほうへの労力がかかるということはこの委員会としてもこの間確認した事項です。改善に向けた方向性としては、

アンケートでいじめが認められた場合は教育委員会も迅速かつ適切な対応をして、継続したフォローアップをしてほしいというような内容ではどうでしょうか。

○古川委員

記載の話になってくるのですけれども、現状、評価、改善に向けた方向性をそれぞれ一まとまりで書いてあるのですけれども、一度、セクションを区切られないかと感じました。1つはアンケート調査について、アンケート調査そのものについてです。もう1つがアンケート調査の活用についてという形で分けて書かないと、何の議論なのかわからなくなり、読んでいても読みにくい印象を受けましたが、どうでしょうか。

○本図委員

関連しまして、6ページの現状のところ、上3つは今おっしゃられたところでは実態とといいますか、次に実はQ-Uと外部委託の例というのが活用のところとか微妙なところという状況で、実態と入れるかどうかは別ですけれども、というふうに、この5つの中でも意味の違うものが既に入っているので、括弧数字などで区切ったほうがわかりやすいと思いました。

そこで、「Q-U調査を実施している学校」と言われても、一般に見て意味がわからないと思いますので、児童生徒の心理状態と環境について外部の民間調査であるQ-U調査を活用している学校もあるというように補っていただく必要はあるかと思えますし、いじめに関するもの以外で教育委員会が外部委託したという例も、集計自体、本当に学校でしかできないのだろうかというような疑問について事務局からお答えがあったことだと思うので、そこを補った上での記載が必要かと思いました。

○氏家会長

先に本図委員が今ご指摘していただいたところからになりますけれども、6ページ目の現状のところの把握でいくと、Q-U、あるいはいじめに関するもの以外で外部に委託したものというところへの現状そのものの説明がこのままでは足りないとなりますでしょうか。Q-Uというものの場合ですと、心理学者の方が考案したクラスの雰囲気や人間関係などを調査する形のものになるので、こういった目的のものをQ-Uという形で実施している学校もあるという形でちょっと補いましょうか。

あと、古川委員のおっしゃっているような形で、このままですと、アンケートそのもののところがあちこち飛び過ぎている形になりますかね。アンケートそのもののあり方のところだけの話にはまずなるのかと思いましたから、学校におけるアンケート調



査の実態把握ということで出た部分がここに要約した形にはなっているかと思うので、アンケート以後のことまで本当は踏み込まなくていいのかとは思っているのです。ただ、アンケートそのものがこういうふうに行われているだけではなく、やはりアンケートそのものはあくまで手段なわけですから、それで見出せたものがあつたときに、アンケートをとることが主ではないと、アンケートはあくまで発見であつたり教員自身が気づいていないところへの気づきを得るための手段であるというところでの意味合いを現状から踏まえた上で強調した部分がこの（２）と考えているわけですがけれども。

#### ○古川委員

それであればもう、今回の報告書としては、そこだけにフォーカスしたほうがいいのかと感じました。そのアンケートによって得られた情報をベースにして個別の児童生徒に対応していくという部分はまた別の機会でも、残された任期の中でも触れられるのかもしれないので、今回の報告書におけるこのセクションとしては、本当にアンケート調査というところだけにフォーカスしたほうが明確になるような印象を受けます。

#### ○氏家会長

ありがとうございます。どういたしましょうか。庄司委員としましては、この改善に向けたほうの1はちょっと唐突ですか、でしたら。この流れでいくと。

#### ○庄司副会長

と思います。実は、評価のところの「アンケート調査からいじめが発覚する例があることからすると」という、ここも現状のほうに本来入らなければいけないもので、これも現状にないものが出てくるので違和感があるのと、評価の2つ目のところに「把握した後、そこに表れた児童生徒の心情を踏まえて、適切かつ丁寧に対応していくことこそが重要である。」というのも、これも若干唐突というところがあつて、改善に向けた方向性というのが現状に書かれていないところの評価のところを踏まえて受けてしまっているのでは、何か唐突感があるのです。

古川委員がおっしゃるように、アンケートの部分だけにフォーカスを当てるという方向にするのであれば、割り切って書く必要がありますと。ただ、一方でアンケートというのは、子どもたちのSOSとまでいかないにしても若干つらさが出てくる可能性があるところで、先生方の把握のきっかけになり得るものであるのですが、一方で先

生方にとってみれば多忙な中でこういうことをやっているアンケートの実施自体が目的化してしまうのではないかという危惧があるという話をずっとされていて、だからこそ、その後の対応こそが一番大事なのだというところまで言いたいというのが恐らくこの会議の話の流れだったと思うのです。そのバランスをどのようにとりましようかというところなのだろうと思います。

○古川委員

やはり、背景として児童生徒の声をくみ上げるためのアンケート調査なのだというのがあるのですけれど、アンケートをとって、それをデータ化するということが目的になっているという事実がある、だからそこは見直さなければならないというような流れで整理がつけられるのではないのでしょうか。

○氏家会長

ありがとうございます。少なくとも現状のところ、例えば先ほど庄司副会長がご指摘されたような形で、評価の1つ目は、評価よりは本来現状のほうに入って、だからアンケート自体が行われることで児童生徒の側からの教員が気づいていなかった何かを察知する効果があることは認められるのであるということは現状のほうに入れかえますか。ここに現状がないままで評価のほうに出て来るのは確かに違和感がありますから、現状としてそれは認められているということは1目、2回目の会議でも話が出たことかと思うので、少なくとも1番目は現状のほうに置きかえて、その上で評価の2つ目の現状、今のこのテキストでいくところの2つ目の項目を評価の一番初めに持ってきてきたいのですが、いかがでしょうか。あと、何よりもアンケートはあくまで子ども声を察するものが主ですから、アンケートからきれいな結果をつくるほうが目的ではないわけなので、そのところは取り違えないようにしましょうということをむしろ改善のところに入れましょうか。このままの流れでいくと、何か逆にそこら辺を強調すべきような気もいたしますが。

○本図委員

先ほど古川委員もおっしゃられたのは、小見出しをつけるという点で、現状のところにここだけイレギュラーですけれども、まず①とやって実施の形態という、今どういう状況になっているのか把握したところを①で入れて、②に活用として、1つめは、その活用にアンケートを行っていることについての成果というのは何なのというところで、今ありましたアンケート調査からいじめが発覚する例もある、気づくことがで

きるということを入れたら、もう2つ目には、一方、バランスをとらなければいけないというように私たちが言っているところの微妙なところ、この7ページの冒頭のものでほほいいと思うのですけれども、というふうに整理しておけばいいのかと思います。

#### ○氏家会長

アンケートのところ、本当に事実関係としてこういった形のもので実施されているものと、アンケートで得られている情報があって、必ずしもアンケート自体が無駄なものではないということがある。しかし、一歩間違ってしまうとアンケートをとることのほうにどうしても力を注いでしまうと、アンケートそのものの内容のほうこそ吟味しなければいけないはずなのに、半ば義務化されたような仕事としてのみ終わっているのではうまくないのではないかとといったところがあるかと思えますから、その部分は現状のところ、ここは小見出しになるかどうか少し整理しますか。このままですと少し散発的な書き方になってしまっているので、評価までたどり着かないと思えますから、今のような現状、アンケートの実施状況とアンケートから得られている成果と、アンケートそのもので課題となっているものを仕分けた上で評価を持ってきて、最終的に改善の方向性としてはアンケートの本来的な意義のところをきちんと把握して、行うことが目的ではなくて、これで子どもたちの通常の観察だけでは得られない情報を入手することが大切なものなので、それを再度学校は確認してくださいということを教育委員会のほうからは呼びかけてもらうというようなことを方向性の冒頭のほうに持ってきたいと思いますが、そういった流れはいかがでしょうか。言葉としてはもう少し考えたいと思えますけれども。

あと何よりも、その上でもし、アンケートをする上で、仮に校内で全てやる、まとめなければいけないものでないものもあるのであれば、作業負担のバランスも考慮してほしいという形にするというあたりで改善の最後のところを、最後といいますか、2番目をまとめたいと思えますけれども、いかがですか。

このままだと一貫した流れにはなっていないのは確かだと思うので、どうしても事実と成果と課題といったものが羅列しただけになっているままだと評価のしようもないので、評価のほうにどうしても思いが先に来てしまうと、庄司副会長が再三おっしゃっている現状からの一連の流れができていないのが、ここの今の表記上だとそう見えてしまう部分があるかと思うので、少し組み立て直しさせてもらってもよろしいでし

ようか。ここは少し預からせていただきたいと思います。

改善に向けた方向性の最後のところだけ、これは生かしてよろしいですかね。SNS、メール等の利用、これは昨年から、SNSを利用した形での児童生徒の声を受けとめるチャンネルがつくられていることは確かでありますけれども、これはより一層活用を検討してほしいということで、ここだけは生かしておいてよろしいですかね。

○庄司副会長

すみません、これは何か現状である程度ご報告いただいていたと思うのですが、現状のところ記載がないので、これも実施していて、それなりの反響があるのだというところはやはり書いていただかないと、活用で子どもたちが声を出しやすいような多様な方策というのをより拡充していくべきだというお話だったと思いますので。

○氏家会長

話題には上がっていましたからね。

○庄司副会長

そのあたりのところについて、現状にないと思っていたところでした。

○氏家会長

了解です。

○古川委員

ここは、次の8ページ以降に関連する部分なのではないですか。

○氏家会長

そうですね。相談の多様なあり方のほうですかね。

○庄司副会長

すみません、確認なのですが、本図委員からのお話がまず上がっていたときの話だと思うのですが、先生方が入力するのが大変だということもあって、メールとかSNSとかの話で直接出してもらったらそれが楽になるのではないかという文脈だったような気もするのですが、そういう意味でいうとアンケートともつながらなくはないのですよね。そのような流れの話ではなかったでしょうかというところで、本図先生いかがでしょうか。

○本図委員

はい、先生方が記述しないでも済む方法の考案というのはいかなるような流れから、先ほどの現状の6ページの下から2つ目だと、いじめ以外ではそういう

外部委託もあったというような文脈にも、話にも発展していったところでしたので、次のところとかかかっているといえとかかかっているのですけれども、記述式にかわるものを何か学校の中でも子どもたち、中学校以上でしたら自分でももうそれは学校内で出せるのではないですかということも話をしていたところでした。

○氏家会長

相談というよりも、アンケートを主題とした場合、校内で先生方が基本的に校内実施型とあと教育委員会実施型は少しやり方も変わりますが、教育委員会主導の場合だと封書か何かをもらって回答した覚えがありますけれども、記述式アンケートにとどまらない児童生徒の声を受けとめる方法の方策をより検討することというニュアンスをこの方向性に挙げ、現状の部分についても、今、最後の（3）のところとの話が私の中でも混同した部分がありますが、事務局が今SNSで相談の窓口を実施している部分や、どうしてもアンケート調査のかわりになる部分と完全な相談の部分とになっている部分があるかと思えますけれども、おさらいさせていただきたいと思ひまして、SNSの活用に関してのアンケートのかわりになる部分であるとか、あるいは完全な相談を24時間やっていた時期もあるかと思ひます。実施状況を教えてくださいませんか。

○事務局（教育相談課長）

SNSの相談につきましては昨年度から実施しており、本年度も継続実施しております。ご説明しましたように、方法として2種類がありまして、実際に中学生、お子さんが書き込んで、それに対して回答するというやり方と、それから一方向の、いわゆる情報を書き込んで送っていただくという2種類の方法があり、本年度は期間を少し延長した形で実施しているということで、次年度以降も継続予定です。

○氏家会長

何らかの形での声は上がってきていますか。

○事務局（教育相談課長）

主な相談の内容としては、友人関係の悩みが圧倒的に多く、昨年度の実績ですと59件の相談がございました。その中でいじめに関するものは数件あり、ただ、確認したところ、もう解消しているというところでありまして、多くは比較的匿名性の高いもので、内容が十分把握されないというものが多いのですけれども、率直にこう思っている、こういう悩みがあるということを書き込む点では非常に有効かと思ひています。

○氏家会長

それをLINEでやっていらっしゃるということですね。

○事務局（教育相談課長）

そうです。

○氏家会長

報告書のほうに戻りますけれども、ここも現状のところでは抜けた部分がありますが、相談というよりも、児童生徒が何らかの形で悩みを出せるような形でSNSを設定してあるということが現状として一つあると思いますし、同時にそれを踏まえた上で、アンケートというどうしても紙でとらなければいけないという思いがありますけれども、記述式アンケートにとどまらない、「児童生徒の中には自らの困難を容易に相談しない者がいる」というところが評価の最後にありますので、より一層、記述式アンケートにとどまらないSNSの活用法を検討というか実施していくべきということアンケートの改善の方向性として締めさせていただきたいと思います。ただ、宿題にさせていただきたいと思いますのは、先ほど来のアンケートそのものの現状の形態のところや、成果として実感しているもの明確な記述が現状のところでは不足していると思いますので、それが不足したままでの評価はないわけで、評価するものがないままの状況だと改善の方向性というところまで行かないかと思うので、このところは整合性をもう一回検討させていただきたいと思います。2のところはこれで一旦締めさせていただきたいと思います。

最後に、(3) いじめ相談の多様なあり方について触れたいと思います。これは、いじめのことに关して対応すべき目的があるわけではありますけれども、しかし、子どもたちが抱えているいろいろな困難というのはいじめだけに集約できるものでもないもので、いじめに結果としてつながる場合があったとしても、友人関係であったり、あるいは先生には直接言えないこと、あるいはもしかしたらそこには虐待も含まれるかもしれませんが、少なくとも子どもたちが先生にすぐ言えないようなことがあることを放置したままでは恐らくいじめの解決というのも図れないだろうということから、いじめ相談の多様性をどのように摸索していけばいいのか。特に本当に、結果的に予防的な措置になる部分だと思うので、結果として何事もないようにするために行う施策というのは非常に評価が難しいところではあるので、今回、事実がどうというよりも、その事実に行く手前の段階、まだ顕在化していないけれどもSOSを出している

かもしれない子どもたちの声をどのように拾い上げていったらいいのかというところについてこのいじめ相談の多様なあり方という項目が設定されたわけです。それで、現状、評価、改善に向けた方向性という流れで、とりあえず具体的なものというよりも、今行われているものからスタートして、評価と改善の方向性という形で案を示したわけですが、この（3）に関して、ご意見がありましたら承りたいと思います。

○本図委員

現状の3つ目の文言がわかりにくいです。これは、学校で相談したけれどもうまく対応されなかったので学校以外のところに相談したという意味ですよね。だからここに相談してきたということでしょうか。もう少しそれが伝わるように、うまく対応されなかったので相談してきたという事例があるというように、言葉を補っていただきたいと思いました。

○氏家会長

2回目の会議のときでしたでしょうか、志賀委員もおられたときに、外部の方に相談しても学校の中の問題となると連携がうまくいかなかったりすることや、学校そのものに相談してもなかなか具体的な対処がなされなかったという話題が上がったところから、それを集約した形のもがこの現状の3番目ということになるかと思います。

○本図委員

会長がおっしゃるのは6つ目の項目に志賀先生がおっしゃっていたようなことがあり、もしそうであれば、3番目と6番目をまとめてもいいのかもしれないし、3番目のほうはむしろ、だから多様な相談のあり方というのは意味があるということにつながっていくことなのかとは思っているのですけれども。

○氏家会長

具体的にというわけではないですが、ただ、学校そのものへの相談がしづらい何かがあることは確かなのではないかと、言ってもどうしようもないというような思いをもあるのではないかとこの間確認しませんでしたか。

○庄司副会長

あったと思います。まさに本図委員がおっしゃるとおりで、学校に相談したのだけれどもうまく対応してもらえなかったので、各種窓口で相談がありましたというお話が

まず1つあって、もう1つ、学校以外の相談窓口に来て学校と連携ができなくてというお話も志賀委員からあったように記憶しているので、これは両方、方向性があつたはずと記憶しています。

○氏家会長

別に立てておいたほうがいい項目だと思いますし、この場合は私自身の1人称で申し上げますが、自分自身も再三申し上げてきたつもりではありますが、学校のことを学校に相談するのはなかなか大変なのだろうと思うのです。特にいじめはもちろんですけれども、いじめをうまく対処してもらえていないことへの先生への何か物申すみたいなことも、それはいじめに限りませんが、先生に期待するものがある、いじめであり、友達関係なども含めてのこと、学校そのものにそのまま相談とは持っていくづらいものもあると思いますから、いずれにしろ、相談というのは重いとか軽いという問題ではなく、相談すること自体が大変なパワーが要ることで、えてしてパワーがない人たちに対して相談しなさいとパワーが必要なことを求めること自体がとても困難なことを私たちは求めているのかもしれないというところから、このいじめ相談の多様なあり方という1つの柱が立ったのかと思っています。評価のところで精神的なハードルのことや、とにかくこちら側が何か用意したからというのではなく、さまざまな工夫は継続してくださいということにもなります。

現状、評価のところでお気づきがあればお願いします。

○庄司副会長

今この話になっているのかをちょっと確認したいのですが、相談しにくいですか、相談にうまく対応されなかったところはもう一段落ということでしょうか。別立てにしますという話でしょうか。

○氏家会長

現状の項はこのままにいたしましょう。

○庄司副会長

では、本図委員のお話にもありましたように、この表現自体はぴんと来ないだろうとも思うので、どういう相談、相談事例があるのだと思うのです。ただ単に事例ではなくて、相談事例があるというお話になるのだろうと思いますので、そこだけ少し工夫をしていただければと思いますというのがまず1点で、もう幾つかという話になると思うのですけれども、6つ目のほう、相談窓口への相談があったときに、学校との連



携の話で、情報共有がうまくなされない場合があるというのはいろいろなパターンがあり、匿名でそもそも連携のしようがないというパターンもありますし、一方で志賀委員からのお話の中で、平常時から何もない場面から顔が見える関係があったほうが良いという趣旨のお話や、そういう連絡のところの、どういう相談窓口がどういう活動をしているのかというようなことを学校のほうにおろしていく場面というのがないのではないかとのお話があったと記憶しております。つまり何かというと、このいじめ相談の多様なあり方のところで考えたときに、相談窓口の設置のほうの話と、活用のほうの話がごっちゃになってしまうのではないかとこのころがあって、活用のほうの話としてその窓口に寄せられた相談をどのように活用していくのかという話を志賀委員はおっしゃっておられていて、一方で今回改善に向けた方向性で書かれているのは相談の仕組みづくりのほうの話なのですけれども、相談しにくい原因を探ると書いているのですけれども、まさに相談しにくいというのをどういうふうに解消していくのかという問題がありますよね。方向性として2つ、少なくとも分かれるのだろうという印象がありました。

○氏家会長

窓口自体の問題もあれば、相談された以降のことも出てくると思うので、きっとそこは質的にはちょっと違う次元になるかと思えますから、多様なあり方だけをこちらが提案しても、どうしても通り一遍といいますか、なぞるだけのような形になっている部分はあるかと思えます。

○本図委員

そうですね、評価の5つ目に、確かにこういうことを話したのですけれども、でも学校にいろいろな相談機関がある人たちと顔をつないでおいてくださいというのは難しいのではないかとこのころで、今、庄司委員がおっしゃったところを少し引き受けると、少なくとも改善に向けた方向性で主語はまず第1段階は教育委員会かと思っていまして、これが少しのってくると、学校で活用していくという段階に中長期の中ではもう一歩進むと思っております。

○氏家会長

今の教育委員会が主語というのは、改善に向けた方向性のところの主語が教育委員会にして、学校よりも教育委員会がファーストステップであろうということでしょうか。

○古川委員

このセクションでの問題点というのは、いろいろ相談窓口があるのだけれど、その連携がとれているのか定かではないというところが1つと、あとはいろいろな窓口に寄せられた相談に対しての対応が少し心もとないのではないのかというところがもう1つだったでしょうか。

○庄司副会長

恐らくその窓口がわかりにくいという話がもう1つ。

○古川委員

そうすると、今、改善に向けた方向性というところ、「相談窓口の連携の強化を図りながら」というところはそのとおりだと思います。後ろの9ページのほうに記載されている部分というのは問題点から派生した部分なのかというところが少しぼやけて見えにくいというか、一歩か二歩先を行き過ぎているような印象を受けます。問題点に対応するも、ピンポイントで直接的に対応する改善に向けた方向性を記載したほうが受け手としても対応しやすいかと思います。

○氏家会長

学校で何らかの悩みがあり、それが友達関係の場合でも先生に相談したほうがいいのか、それとも先生に相談してもなかなかとり合ってもらえないと感じてしまった場合、学校以外のところに相談したいとなっても、よほどの情報網の長けている人がいるか、あるいはそういう方にうまくつながるとまた次のステップと行くと思いますが、たぶん個々のご家族だけで判断して動けるということはあまりないのではないかと思います。

ですので、このいじめ相談の多様なあり方のところは、逆を言うと、1、2のほうで包括できなかったところを、全て包括的に枠をつくったようなところがありますから、ちょっと散漫になっている部分もありますが、学校の相談のしにくさもあれば、学校以外の相談機関のわかりにくさもありますね。ですから、どこに相談していいのかもわからなくなっている場合というのは、この場合は児童生徒本人というよりも保護者ということにもなるでしょうし、あと言い方をかえると、先生ご自身も何か困難があったときに、校内ですぐ相談していいのかどうかを本当は相談できる、校内でサポートしてくれる先生がいてくれればいいのでしょうかけれども、これは一体どうすればいいのかとなったときに戸惑われている先生もいるのではないかと。だから、そのときのためにいじめ対策担当教諭がいたり、先生方の中にもいろんな役割を持っていらっ

しゃるのではないかと思いますけれども、相談のしにくさであったり、相談のわからなさであったり、あるいは学校に相談したけれども、うまく受けとめられないという思いが残ったときの対応を考えるための一つの方向性を打ち出すのが（3）の一番大きな役割としてつくった項目ということにもなります。このためどうしてもすそ野が広がりつつあるのは承知の上なのですが、今のような形での相談のしにくさ、わかりにくさ、あるいは相談したけれども、なかなかうまく対処してもらえなかったというところを踏まえた上での評価と方向性のところについて、このままですと特に改善に向けた方向性はワンフレーズで書いてしまっているのです、分けたいでしょうか。

○古川委員

そうですね、分けさせていただくと、その問題点に対応する形は見えてくるのかと思います。相談窓口の連携の強化を図るといのがまず1つで、先ほども申し上げたとおりですけれども、後段に書いてある、特に「効果的な相談体制の仕組みづくりを進めること」という形ですと、問題点に対応した提言なのかというところもわからなく、具体的にどういう対応をとるべきか、というところも明確ではないので、まずは分けて記載をするべきかと思いました。

○氏家会長

事務局に伺いたい部分があるのですが、学校のほうでうまく対処してもらえなかったものが教育委員会、教育相談課などに直接上がってくるということもあるのですか。

○事務局（教育相談課長）

ございます。

○氏家会長

そういった場合は現状だとどういった形の対応をされるのでしょうか。

○事務局（教育相談課長）

対応の具体としましては、まず教育相談課で相談者のほうから内容を確認し、それを該当校とやりとりをしながら事実関係について確認をしていきます。あとは、それに対して適切な対応、保護者、お子さんへの学校対応に対して指導助言を行うという流れでございます。

○氏家会長

ありがとうございます。

○古川委員

これは結局、いろいろな窓口があることが子どもたちにとっては大切なことであって、子どもたちに限らずというようにお話もありましたけれども、いろいろなチャンネルを持っておくところが必要だということがまず1つあります。ただ、チャンネルがあり過ぎて、どこに相談していいかわからないというのであれば、子どもたちや、使う側へのアナウンスとしてはどこに相談してもいいのだということを周知する。その上で、相談を受けたいろいろなチャンネル間で連携していただくというような対応がとれるのであれば、もっと有効に活用されるということが理想だと思うのです。ですので、そういったことを改善に向けた方向性で書ければいいのかと感じました。

#### ○氏家会長

あれはありますね。おとしぐらいから大分叫ばれるようになりましたが、いわゆる自殺対策の場合ワンストップという形で、とにかく一旦受けとめた上での必要な形でコンサルテーションなど横つながりをするというのがありますし、校内で対処するような課題の場合でも、それが違う方向に行ってしまう可能性も出てきたりもしますし、なかなか相談窓口と相談される方のマッチングといいますか、一番必要なところにタイムリーに相談ができるかどうかというのは実は大きな分かれ道になるところがあると思うので、どこにどのタイミングで相談をすることが解決の早道になるのかというのはまだまだ考えなければいけないところはたくさんあるのだと思います。しかし相談されている場所がいろいろあるにもかかわらず、そこに相談しにくかったりする場合があります、どこに相談していいかわからない、あるいは相談はしてみたのだけれども、何か求めているものが得られていない場合があるというときの対応を考えていかなければいけないということが（3）のところの大きな方向性かと。どうしても言葉が上滑りになってしまう部分はあるのでしょうかけれども、少なくともワンフレーズではなく、今のように幾つか対応に分けた形での方向性を示す形で（3）の最後のところは進めさせていただくということによろしいでしょうか。

#### ○庄司副会長

ここの改善に向けた方向性については、どこまで書くかだと思うのです。私はこれを見たときに一番初めに思ったのが抽象論で終わっていて、今までに言われていることと何ら変わらないではないか、改めてこの会議で言って何か変わるのだろうかというところは率直に思ったところです。なので、政策を縛るという話ではないにしても、もう少し具体的に何をしてもらいたいとこの会議で思っているのかというところを書

くべきではないかと思ってはいたのです。それを考えたときに、現状と評価というところで、出てきた現状をもう少し追加して、評価をもう少しやれば書けるのではないかと思っていたところです。

先ほど来話があったところで、窓口そのものの話、たくさんあるのだけれども使い方がわからないという話であればリーフレットの改訂の話になるのだらうと思います。リーフレット、どこに相談したらいいかわからないという時のためとして、一番後のページにシミュレーションがあるのですけれども、まずとにかく学校に相談しなさいと書かれています。その上で仙台市に相談をして、仙台市でだめだったら次のところに行ってくださいねというところで、これだとやはりハードルが高くなってしまっていると思うのです。なので、そういう意味でいうと、一番後ろのページはやはり改訂のところからだらうという印象としては持っていました。まず学校に相談しましたか、相談していません、「いいえ」になると、まず学校に相談してみましようになってしまっているのです、それだとハードルが高いのではないのかという、まさに会長がおっしゃっておられるところに直結しているのです。

そういったところからかと思いましたが、あと連携の話で、会長から前回か前々回か、守秘義務の関係があって、結局相談を受けた側がそれを話していいのかどうかというところが出てきてしまうのではないかという問題があって、そういう意味でいうと、学校外で相談を受けた方が学校と直接連携をとるとするのはなかなかハードルが高いというところはあるのだらうと思うのです。一般論としてこういう相談が寄せられていますという話を各窓口の担当者同士で協議をしておくという場面があるべきところというのが恐らく古川委員が先ほど来おっしゃっておられるところなのだらうと思っております。

あとは志賀委員がおっしゃっておられた、実際問題として学校の名前が出てきて、学校のほうに何か働きかけをとる形をとられるときに、その働きかけをする側が一体どういう人たちなのだらうというところがわからないと、学校としても構えてしまうというお話もあったような印象を受けとめておりますので、そうすると、匿名ではない、きちんと話ができるようにというところで受けとめているところというのは学校ときちんと常日頃から話をしなければいけなく、匿名を前提とした窓口とそうではない窓口で対応が変わるべきなのだらうと思うのです。それを前提としないまま、この現状と評価という話になっているので混乱が生じているという印象を受けたという

ころでございます。

○氏家会長

最終報告のまとめ段階のときに、幾つか今のご意見がおありであるということは確認していただきましたので、あまり漠然とした表現のままに終わらせたくもないけれども、現状そのもののほうが、庄司副会長におっしゃっていただいたとおり、相当複合的であったり、同じところをぐるぐる回るような形にもなる部分があるので、全部をいろいろな意味で盛り込む形がいいのかどうか、とにかくただ、一番核心のようなところになりますけれども、本音はなかなか相談がしづらい部分があるし、どれくらい体制を整えたから十分であるというものでもなくて、匿名のものだからこそ本音が出てきたり、名前を明示した形であるとするとは相当慎重にならざるを得なくて逆に本音が出なくなるというのものもあるかもしれないので、なかなかこの相談の多様なあり方を重要と認識しつつも現状・評価から最後の方向性のところまでがその意味では他の1、2以上にちょっとぼやけてしまっている部分があるのは認めざるを得ない部分でした。

少なくとも今の方向性として、ワンフレーズでまとめてしまっているのは崩しまして、相談しにくい場合、相談する場所のわかりにくさの場合、あと相談を受けたけれども、なかなかこちらにも具体的な対応ができていない場合のこちらというのは学校ということになってしまうと思いますが、その場合、それぞれのことに関してそういう方々がいるということ想定して、より、これまでに行われているものの量がある程度つくられているのであれば質も増やさなければいけないところもあり、何よりも相談に行ったのだけれども、うまく対処し切れていないという思いを持っている方がいるかもしれないということを念頭に置いて、より丁寧な相談の体制をつくっていきましょうというところが今回のこの方向性になるのかと思うところです。

具体的にここだけだと絞れないという気もして、当然そうすると庄司副会長のおっしゃるとおり、何回言っても変わらないというようにもなるのかもしれませんが、いずれにせよ、相談をしたいと思う人もいれば、したいのだけれども気が重くて相談すらできないとなっていて、嫌な思いをしながら学校に行っている方もいるかもしれないということを念頭に置いて相談の場所であったり機会であったりを工夫し、あと極力、もし横つながりで連携がとれる場合は、この場合はですから匿名の場合だとなかなかとれなかったり、あるいは明示された場合でもこれはここだけにしておきたいというときにどのように相談を外の人につなげるかという新たな課題もできる

のかもしれませんがけれども、そういったことを踏まえて、とにかくいじめ相談の敷居を少しでも低くすることと、窓口は増やすことと、関係者は困難を訴える方がいたとき横つながりを強くするということを認識していきましょうということにまとめさせてもらっていかがでしょうか。あまり具体的な表現にならなくて申しわけないのですが、

○庄司副会長

ここの相談窓口の話で、具体的に困難を抱えている子どもが相談をしてきたときに、どう対処するかまではさすがに書けないのだと思っていたのです。今の会長のお話では、そこまで書こうとなさっているかのような印象を受けました。本来そこまで書きたいところではあるのですが、ここの相談の多様なあり方のところで考えるのは、学校内でも先生以外の相談の場所があるというお話と、学校に相談しにくかったら外でも相談できるという話と、相談を受ける側のほうはどうしてほしいかという話に分ければわかりやすいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○氏家会長

子どもサイドと申しますか、こちら側サイドではない形での、ユーザーサイドと申していいのでしょうか、子ども側の目線でのという形でしょうか。

○庄司副会長

それで、学校内にも先生以外のところがあるという話と、それが現状のところの2つ目なのだろうと思うのです。2つ目で、学校に相談しにくかったら外がありますというのが1個目と、3、4、5あたりは、相談を受けた側はこういうことをしてくださいというところを言いたいというところがあると思うので、6個目の現状があって、それを踏まえて評価のところを整理していくと、わかりやすくなるのではないかと思います。

その中で、本図委員や古川委員がおっしゃっておられたような話を、現状や評価のところでもいろいろご意見をいただいていたので、それを足していく感じでイメージするとわかりやすいのではないかと思います。

○氏家会長

この(3)の改善に向けた方向性に関しては、目線は友達関係であったり、いじめとか不快な思いを今抱えているような子どもさんそのものであったり、それを知り得た保護者から見ての窓口としてこういうところを用意すべきという形での置きかえ

方にしていき、このままの一つのかたまりだと全部が包含されていて、本当に、よく言えば満遍なくなのですが、わかりづらいところがありますから、幾つか具体的に相談しにくい場合でも相談できる場所があるし、学校外への相談でなかなかうまく情報が伝わらない場合であったりする場合はどこに行っていかわからないという場合でも対処できるような窓口をそれなりに確保することにしましょう。もう既に工夫はされていると思いますが、それをより一層徹底させましょうということをまとめとして（3）の構成にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○庄司副会長

恐らく方向性としてはそれでいいと思うのですが、この会議の中でずっと言われていたのは相談を受けた側のほうの話をどう集約していくのかというか、それをいじめ防止につなげていくかという話だと思うのです。そういう意味でいうと、例えばの話ですけれども、各窓口、学校以外の窓口にどういう相談が寄せられているのかというようなことを持ち寄っていただいて、それが匿名であっても全然構わないわけなのですけれども、こういう相談が寄せられていますというようなことを各窓口の担当者の方の連絡協議会のようなものを作って、そこで実際に今こういうことが子どもたちの中でトラブルになっているようですということを簡単な紙でも冊子でも、冊子まで要らないと思うのですが、簡単にまとめて、それを学校におろすだけでも、学校の先生方が学校内だけだとわからない、先生方には全然出てこないような、匿名性の高いところで出てくるような相談事例というのを学校の先生方が把握する機会にはなると思うのです。そういう作業をするだけでも、特定の学校、特定の子どもというふうにはならないですけれども、一般化した形で注意を促すというようなことにはつながるのだらうと思うので、それをやるだけでも大分違うのだらうと思うのです。そういうところまで恐らくきちんとやられているわけではないのだらうと思いますので。

#### ○氏家会長

高校・大学レベルの入学間際の頃には結構あると私どもが把握している部分として、入学が決まった段階で入学者に、あなたは私の友達ですといったようなLINEが学校名入りで来て、それは何のことはない、友達の有志同士でやっているものでも、高校名か何かが入っているので公式だと思いつながるけれども、つながらないと仲間外れにされるのではないかという怖さがあったり、つながっても何かそこには裏のピラミッドみたいなものがあり、逆らってしまっているのかどうかですごく悩んだりする



方がいるというのを把握しています。基本的には無視していいですとは言いませんけれども、例えば高校入学が決まった段階の方の場合だと、うれしいと思ったり、学校指定だと思えばぶら下がらなければだめかと思ってしまう場合も出てくると思います。今、庄司副会長がおっしゃられた内容のいじめ相談の多様なあり方の、なぜ多様なあり方をここでもう一回上げなければいけなかったかという部分は、現状で相談の窓口はこの学校教育マターでやっている部分もあれば、当然校内でも行われていて、あるいは仙台市全体で行われて、市長部局のほうとして市全体で行われている、教育以外の部局で行われているいろいろなものもあるけれども、その中でそれぞれが実は知り得ていることで、シェアしておけば学校教育に還元できるものであったり、いじめの相談対応にも生かせるような知恵があることはまず1回シェアしましょうということになるかと思えますし、その上で個別具体例というよりも、情報をまだ十分にシェアし切れていない部分もあったりするかもしれないので、そこはこういう機会に、いじめ相談というのは必ずしも教育部局だけに行くものではないということ踏まえた上で対処を考えていくことをぜひ検討してくださいということを方向性のどこかに入れてさせていただく形にさせていただければと思います。

今日のところで文書の整形のほうは一回預らせていただきたいと思しますので、(3)のいじめ相談の多様なあり方についても一回まとめさせていただきたいと思えます。

#### ○本図委員

8ページの冒頭なのですが、「仙台市において実施されている個々の事業にとらわれず、包括的に」という文言は改めて見ますと、個々の事業を見ていないのに包括的に見られるわけではないだろうという突っ込みも入れたくなるので、苦しいところではあるのですが、もう少し言葉を工夫していただいて、今回多岐にわたりますので、中心は(1)(2)として、(3)については多面的であることはとにかく今の時点で大事なのではないか、これはとにかく現状維持ということが前提で、ここを削ってもらっては困るというスタンスから始まっていて、その上でSNS的なものについてもやはり有効だという、そういうことだったと思いますので、本来的にはもっとこの3番を突っ込んでいけば、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーは足りているのかとか、そういった議論はあってもよかったと思うのですが、そこまでは今回はしませんでした。しかしそれは怠慢でしなかったのではなく、優先度からいっ

て（１）と（２）だったということで、（３）はそもそも多様であるというところをまずは大事にしていただいて、ここの方向性自体間は違っていませんというところまでだったと思いますので、できなかったことはできなかったと率直にお伝えしていったほうがいいのと思っております。

#### ○氏家会長

そうですね、恐らく個々の事業としていろいろあるといいましても、今回私たちがテーブルの上に上げたのは実はそれよりもすそ野の広いところまでは行っていない部分もあります。ただ、いじめそのものを本当に未然防止するためにはどうしても教育のフィールドではないところに行く話もあるというところを踏まえたときに、教育の中で行われて今学校に既にいらっしゃるようなカウンセラー、ソーシャルワーカーのことも今回はあまり丁寧に議論していない部分があるので、優先順位を絞った部分もあり、外せないところとしてこのいじめ相談の多様なあり方についての項目は立てました。やり始めていくと、当然現行のシステムの中で機能している、していないというところまで見た上で初めてまたここに来るべきものなのではと思いますが、まず今回、自分たちへの宿題としてこのいじめ相談の多様なあり方を掲げたようなところもありますので、また次のステップのときに丁寧に議論させていただきたいと思っております。

では、一応、報告書案に関しての議論は一旦ここで今やめさせていただきまして、文言を直さなければいけない部分も出てくるかと思っておりますけれども、こちらのほうでいろいろな意味で調整しました上で皆さんに報告書の最終案の草案の確認を何度かさせていただきたいと思っておりますから、メール等をお送りさせていただきますのでご確認いただければと思います。

その上で合意を得ましたものを会議の今回の検証、検討結果ということで、条例に基づく形で市長に報告することとなっておりますので、私のほうで代表させていただきまして、後日、郡市長に直接お渡しさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

あとは市長への報告等の日程は、まだ不確定なものですから、後日連絡させていただきたいと思っております。

これで今日の議題の１つが終わりまして、もう１つ、これは確認といいますか、お手元の資料にはないですけれども、今後、前回から少しずつ手はかけておりますが、いじめ問題専門委員会の答申から出されました再発防止策の提言に関する施策の反映状

況に関しての確認に関する事で提案させていただきたいと思います。私と事務局のほうで何度かにわたりまして確認させていただきまして、一応たたき台ということで申し上げたいと思うのですが、今回私たちが招集されましたこの会議の時期がまだ残すところ約2年ございますので、今年度分の事業の検証を開始する来年の夏までにはまたもう少し見える形での一定の結論が得られるように進めていきたいと思うのです。いずれにしましても、この間、第三者委員会答申ということで再発防止の提案がなされて、それに関して施策の反映状況で幾つか示されているものもあるわけですから、その第三者委員会からの答申で再発防止策を受けて施策に反映されているものに関して、必要があれば、仙台市、仙台市教育委員会に対して意見を申し出ることもこの委員会がやらせていただきたいと思います。

ただ、確認に用いる資料に関してですけれども、それぞれがもともと何の資料を持っているわけでもないものですから、前回の会議のときにも幾つか、いじめ問題専門委員会や、あるいは第三者委員会の答申等に出されているものがございますので、基本的に私たちはそこで提言されたものと施策との対応表に関して、前回の会議の後に示されたものをもとにして検討を進めたいと思います。改めて確認もしておきたいと思うのですけれども、この間のさまざまな意味で個別事案の内容について知り得ることも出てくるかと思いますが、その提言の前段階の議論経過や検証会議の中身までをまたもう一回ほっくり返すのが私たちの仕事ではないと考えます。ですので、この間のいじめ問題専門委員会等に出されている答申の中から提言として出されたものと、それと施策が絡み合っているかどうか、きちんと機能しているかどうかのところについて、今日はもちろんやれませんが、まずこの報告書を踏まえた上でどこに力を入れて見ていくか、私どもは貴重な教訓を持っているわけですので、その教訓から得るものを生かせる形に仙台市や仙台市教育委員会、子どもとかかわる人たちは努力をしているかどうかというところについて検証をし、提言を述べるという形に進めさせていただきたいと思いますので、そこは私どもも制約を持ちながら進めていきたいと思うので、そのおつもりでいただければと思います。

ここは少し先の話になります。ただ、先といたしましても、あっという間に2年が過ぎてしまいますので、来年度が始まる前段階まで来年度の進め方をいろいろ考えるときに柱をまたお示ししたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

何かご質問なり、ありますか。

#### ○古川委員

あとは来年度以降の取り組みとしては、今年度報告書を出して、改善に向けた提案を出すわけですので、それへの対応というところも来年度以降確認していく必要があるポイントだと思いますので、その点も含まれるかと思いました。

#### ○氏家会長

先ほどのように、多様な相談といいながらも、私どもも明解に示さなかった部分もありますし、いろいろな意味で結果が見えてきているところもあれば、今回申し出たものをあまりにも早くやってしまうとその結果が見えなかつたりもするので、少なくともこれぐらいの期間を置いてまた評価しましょうという工程表のようなものもこの委員会で、私自身の宿題として、皆さんにも返していてもいいのかと思います。この委員会の方向性についてはまた少し時間があるときには整理させてもらいながら進めていけたらと思います。

本日、今、手直しが必要な部分のご意見をいただきましたので、私と事務局で見直させていただいて、またご覧いただきたいと思います。後日、素案をお送りさせていただきますから、ご意見をお寄せください。

では、これで議論の部分は終わらせていただきます。

### 3 その他

#### ○事務局（いじめ対策推進担当課長）

委員の皆様、ありがとうございました。

報告書の修正案などは事務局から皆様方にお送りし、確認をいただくということで進めさせていただきます。

また、市長の報告日程につきましても、調整がつき次第、委員の皆様にご連絡いたします。

### 4 閉 会